[事案 29-238] 既払込保険料返還請求

· 平成 30 年 4 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

担当者から一方的に契約を無効とし既払込保険料を返還する旨の通告(以下、本通告)を受けたこと等を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成9年11月に契約したがん保険について、本通告を受けたことなどから、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

担当者が本通告をした事実はないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、本通告の有無等を把握するため、申立人、申立人の配偶者および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本通告の事実は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。